

特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
ケアハウス 夕なぎ苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 夕風会は、ケアハウス夕なぎ苑（以下「事業所」という。）において特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業を運営する。その適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援・要介護状態にある高齢者に対して適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合でも、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより、利用者が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は利用者が要支援状態になった場合でも、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うことにより、利用者が能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアハウス 夕なぎ苑
- (2) 所在地 岡山市東区宿毛 745-3

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
事業所の職員の管理及び業務を統括する。
- (2) 生活相談員 1人（常勤 1人）
利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはそ

の家族に対して相談に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。

- (3) 看護職員 1人(常勤1人)以上

利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持、管理に努める。

- (4) 介護職員 10人(常勤10人)以上

利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた自立した生活ができるよう、入浴、排泄、家事援助、その他の日常生活上の援助の提供に努める。

- (5) 機能訓練指導員 1人(常勤、看護職員と兼務)

利用者の機能訓練を実施することにより、減退防止に努める。

- (6) 計画作成担当者 1名(常勤)

介護サービス・介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当する。計画に当たっては、利用者の解決する課題を明らかにし、利用者、家族の希望を織り込んだサービス計画を作成する。介護サービス・介護予防計画作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行うことにより計画の実施状況の把握を行い必要に応じて計画を変更する。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- (1) ケアハウス全体の定員50名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は30名とする。
- (2) ケアハウス全体の居室数1人部屋46室、夫婦部屋2室のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室数は1人部屋28室、夫婦部屋1室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容)

第6条 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

- (ア) 食事介助、排泄介助、入浴介助、身体介助、その他の日常生活の世話。
- (イ) 機能訓練
- (ウ) 健康管理
- (エ) 生活相談

(利用料その他の費用の額)

第7条 特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、**介護報酬告示上の額に各利用**

~~者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。利用者負担の割合(1割又は2割)とする。~~

- 2 利用料、その他の費用負担の額は入居契約書に記載の通りとする。別紙添付。また費用の徴収については、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の利用同意書ならびに重要事項説明書に記載し、適正な費用徴収を図るものとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

- 第8条 利用者は外出または外泊をしようとするときには、その都度、外出、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを管理者に届けなければならない。
- 2 利用者は、外来者と面会をしようとするときは、その旨を管理者に届けなければならない。
 - 3 利用者は努めて健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別の理由が無い限りこれを拒否してはならない。
 - 4 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。
 - 5 利用者は身上に関する重要な事項に変更が生じた時は、速やかに管理者に届けなければならない。
 - 6 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 喧嘩、口論、泥酔等により他人に迷惑をかけること。
 - (2) 指定された場所以外で喫煙もしくは火気を用いること。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること。
 - (4) 暴行及びセクシャルハラスメント行為等を含む反社会的行動をすること。
 - (5) 政治・布教・営業活動をすること。
 - (6) 飲食物の持ち込み。
 - (7) 飲酒。上記(6)及び(7)については、利用者・ご家族と施設長との双方協議の上、同意した場合のみ、利用者責任において許可する。
 - 7 利用者は故意または、過失によって施設設備及び備品に損害を与えた場合、および備品形状を変更したときは、その損害を弁償し、または、現状に回復しなければならない。
 - 8 その他の留意事項は、ケアハウスタなぎ苑入居契約書・運営規程及び特定施設利用契約書の規定に順ずる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第9条 施設は、事故発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故発生した場合の対応・報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針の整備。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を松陰に周知徹底する体制の整備。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修の定期的実施。
- 2 施設は、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任に加入する。

(非常災害対策)

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する

計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (2) 防火管理者は、従業員に対して防火教育を行うとともに、利用者を含めた消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び消防訓練（消火、通報、避難）・・・年2回以上
 - ② 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (3) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き)

第11条 施設は、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 施設は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

(3) その他虐待防止のための必要な措置

- 2 施設は、入所者の処遇に当たり、当該職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(成年後見制度の活用支援)

第13条 施設は、入所者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見人制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行うものとする。

(苦情解決体制の整備)

第14条 施設は、入所者の処遇に係る入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、入所者の処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、市町村からの求めがあった場合には、その改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 3 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

(介護居室または一時介護居室に移る場合の条件及び手続)

第15条 全室介護居室となっており、一時介護居室はありません。

(緊急時等における対応方法)

第16条 入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力

医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 職員に対しては、採用時または採用後において下記の項目についての研修を実施する。

- (1) 高齢者の心身の特性
 - (2) 実施するサービスのあり方及び内容
 - (3) 介護に関する知識及び技術
- 2 利用者および家族からの苦情は施設長が苦情解決責任者となり（また適切な場所に「ご意見カード、ご要望カード」を設置し、）迅速かつ適切に対応するものとする。
 - 3 利用者に対する介護サービスの提供に際して、賠償すべき事故が発生した場合は速

やかに損害賠償をおこなう。

- 4 従業者は利用者の身体拘束はおこなわない。但し、緊急かつ必要上やむを得ない場合は御家族・保証人様の承諾を得て一時的におこなう事がある。
- 5 従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 6 従業者であった者に、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 7 この規定程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 夕風会とケアハウス 夕なぎ苑の管理者との協議に基づいて定めるものとする
- 8 施設は入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

付 則 この規定は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

付 則 この規定は 平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

付 則 この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

付 則 この規定は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。